# 山梨県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定締結式

日時 平成29年2月3日(金) 10:30~ 場所 特別会議室

次 第

1 協定締結式

写真撮影、挨拶

山梨県知事

後藤 斎

三井住友海上火災保険株式会社

取締役社長 原 典之

2 共同記者会見

#### 山梨県と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

山梨県(以下「甲」という。)と三井住友海上火災保険株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化することにより、地域社会の安全・安心の向上及び産業の育成と振興並びに県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の密接な連携及び協働により、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。
- (1)地域の安全・安心に関すること
- (2)災害及び防災対策に関すること
- (3)県民の文化振興活動に関すること
- (4) 高齢者及び介護事業の支援に関すること
- (5)県内中小企業の育成支援に関すること
- (6)観光振興及び県産品の販路拡大に関すること
- (7)農業マネジメントの支援に関すること
- (8) その他、地域社会の安全・安心の向上及び県民サービス向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、随時協議 を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り 決める。
- 3 甲及び乙は、前条各号に定める事項を推進するため、県内市町村等との連携が図られる よう努めるものとする。
- 4 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社に実施させることができる。

# (期間)

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手方に対し書面による申し出がない限り、同一内容で1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約しようとする日の 1 ヶ月 前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

### (協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、 必要な変更を行うものとする。

# (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。 ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

## (疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙 は誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 2月3日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県知事

乙 東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地 三井住友海上火災保険株式会社 取締役社長



立ちどまらない保険。  $\mathsf{MS}\&\mathsf{AD}$ 三井住友海上 2017年2月3日

報道関係者各位

梨 県 三井住友海上火災保険株式会社

## 山梨県と三井住友海上が包括連携協定を締結

~ 山梨県の地域活性化と県民サービスの向上を目指して~

山梨県(知事:後藤 斎)と三井住友海上火災保険株式会社(本社:東京都千代田区、取締役社 長:原 典之)は、山梨県の地域活性化と県民サービスの向上を目的とした「包括連携協定」を締 結し、2月3日、山梨県庁において締結式を行いましたのでお知らせします。

#### 1. 背景

山梨県は世界文化遺産富士山をはじめとした自然景観、温泉、清れつな湧水のほか、ブ ドウ、モモや、甲州ワインなど、魅力ある地域資源を有しています。今後、中部横断自動 車道やリニア中央新幹線の開通、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などの 社会情勢の変化を的確に捉え、県内市町村や企業団体などと県内中小企業の育成支援、観 光振興及び県産品の販路拡大等、連携していく必要があります。

三井住友海上はMS&ADインシュアランス グループの中核事業会社として新たなリス クを認識し、それに対応した商品・サービスの提供を通じ、お客さまに安心と安全を提供 し、地域社会の発展に貢献しています。また、中堅・中小企業の経営者を対象とした無料 会員制組織である「三井住友海上経営サポートセンター」は、経営に関する各種相談や、 研修、個別支援等を行っており、2013年には保険業界で初めて経営革新等支援機関に認定 されました。海外分野では、アセアン地域において総収入保険料規模NO.1の損害保険 グループであり、昨年2月には英国の大手保険グループアムリン社を買収するなど、海外 においても確固たる地位を築いています。

山梨県と三井住友海上との連携は、県としては、地域の安全・安心の確保、BCP等の 災害及び防災対策支援、県民の文化振興活動支援、高齢者及び介護事業の支援、県内中小 企業の育成支援、観光振興及び県産品の販路拡大、農業マネジメントの支援など県のあら ゆる施策への協力が期待できること、また、三井住友海上としても、県との連携を通じて 社会貢献できるなど、相互にメリットがあり、協定締結に向け準備を進めてきました。こ の度、双方で基本的な合意に達したことから協定を締結する運びとなりました。

本協定の締結を契機に、山梨県と三井住友海上は、県民の皆さまへの多様なサービスの 創出や地域活性化に取り組んで参ります。

#### 2 . 主な協定内容

- (1)地域の安全・安心に関すること
- (2)災害及び防災対策に関すること

- (3)県民の文化振興活動に関すること
- (4)高齢者及び介護事業の支援に関すること
- (5)県内中小企業の育成支援に関すること
- (6)観光振興及び県産品の販路拡大に関すること
- (7)農業マネジメントの支援に関すること
- (8) その他、地域社会の安全・安心の向上及び県民サービス向上に関すること

# 【本件に関するお問合せ先】

山梨県 総合政策部・政策企画課 TEL 055-223-1553 三井住友海上火災保険株式会社山梨支店 TEL 055-235-2700